

令和4年

第4回市議会定例会 議案第18号

函館市公衆浴場法施行条例の一部改正について
函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

函館市公衆浴場法施行条例（平成25年函館市条例第34号）の一部
を次のように改正する。

第5条第35号中「10歳」を「7歳」に改め、同号に次のただし書
を加える。

ただし、介助を必要とする者を入浴させる場合であって、風紀の
保持に支障がないものとして市長が定める場合に該当するときは、
この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

公衆浴場の施設について講ずべき措置の基準に関し、混浴を制限する
年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げするため